

京都市消防局訓令乙第7号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局における指定自動車整備事業関係業務処理要綱の一部を次のように改正する。

平成17年3月16日

京都市消防局長 森澤 正一

第6条第1項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「^{こう}較正」を「校正」に改め、同項第2号中「検査機器仕業点検表」を「検査機器日常点検表」に改め、同条第2項中「が事業規則別表に掲げる」を「の校正及び点検整備の結果が国土交通大臣の定める技術上の基準に定める」に改める。

別表中「(整備主任)」を削る。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

検 査 機 器 日 常 点 検 表

（ 年 月分）

責任者名

テスター名	型 式	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
サイドスリップ テスター	WGT-1000																																
コンビネーション テスター	BST-500																																
騒 音 計	NA-09																																
前照灯試験機	HT-501																																
一酸化炭素測定器 炭化水素測定器	MEXA-324G																																
黒煙測定器	GSM-2																																
点 検 実 施 者 名																																	
管 理 責 任 者 名																																	

記号 点検良 レ 調整 A 清掃 C 給油 O 取替 X 修理 Δ

点検項目欄・・・自動車検査用機械器具の管理要領について（昭和60年4月9日地技第97号通達）及びメーカーの点検要領を参考にすること。

第2号様式 (第6条関係)

検 査 機 器 点 検 表

(年度)

テ ス タ ー 名	点 検 区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
サイドスリップテスター	3 箇 月 ご と												
	6 箇 月 ご と												
コンビネーションテスター	3 箇 月 ご と												
	6 箇 月 ご と												
騒 音 計	3 箇 月 ご と												
	6 箇 月 ご と												
前 照 灯 試 験 器	3 箇 月 ご と												
	6 箇 月 ご と												
一 酸 化 炭 素 測 定 器	6 箇 月 ご と												
炭 化 水 素 測 定 器	6 箇 月 ご と												
黒 煙 測 定 器	3 箇 月 ご と												
	6 箇 月 ご と												
点 検 実 施 者 印													
管 理 責 任 者 印													
記 号 点 検 良 ♪ 調 整 A 清 掃 C 給 油 O 取 替 X 修 正 △													

附 則

この訓令は、平成17年3月18日から施行する。

(消防局警防部装備課)